

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 主な取組① | 主な取組② | 具体的な取り組み(R6) | |
|---------------------------------|-----------------------------------|--|-------------------------------|--|---|---|
| ずっとここで暮らしたい 地域包括ケアシステムの更なる充実 | I つながりが ありをた だたげな るため | 1. 暮らしを支える支 援体制の構築 | (1) 世代・分野を問わない相談支 援の充実 | ① 様々な課題を丸ごと受け止める相談支援 体制の充実 ② 多機関・多職種・地域住民の連携による 支援の充実 | 相談支援体制の充実と多機関や地域住民 の連携に向け、包括的相談支援事業所開 催の準備検討会と目的別支援体制整備事業 を全市展開し、重層的支援会議を開催し ます。 目標：重層的支援会議の開催回数：8回 | |
| | | 2. 地域包括支援セン ターの機能強化 | (2) 地域ネットワークの充実 | ① 地域包括ケアシステムにおけるネット ワークの構築 ② 地域の支え合い強化に向けた地域づくり の支援 | 地域ケアネットワーク会議などで地域住 民と関係機関が地域の課題や連携・協働 について話し合い、地域の支え合いを強 化する取組を支援するため、支え合い活 動情報交換会を開催します。 | |
| | | 3. 在宅医療・介護連携 の推進 | (1) 相談支援体制の充実 | ① 複合的な課題を抱える世帯等への相談支 援の専門性の向上 | ① 相談支援における専門性の向上を目的 とした研修会の開催 介護支援専門員等の関係者と地域包括支 援センターとの合同研修会を開催し、連 携強化を図る。 ② センターの活動状況に係るヒアリング 等の実施 センターの活動状況に係るヒアリング等 を通じて、業務の検証と負担軽減に向け た方策を検討する。 | |
| | | 4. 地域課題を解決す るための社会基盤の整 備 | (1) 地域ケア会議の推進体制の 充実 | ① 課題解決のための地域づくりへの支援 | ① 医療・介護従事者を対象とした研修 会・交流会等の開催 【目標】 研修会・交流会等の開催回数：20回 医療機関・介護施設との連携が円滑に できていると感じている医療・介護従事 者の割合：85.1% ② ACPをテーマとした医療・介護従事 者の研修会の開催 【目標】研修会の開催回数：1回 ③ ACPをテーマとした市民向けの講演 会の開催 【目標】講演会の開催回数：2回 | |
| ずっとここで暮らしたい 地域共生社会の実 現 | II 暮らしたい のため 活動的 な | 1. 高齢者の保健事業 と介護予防事業の一 体 的な 実施の推進 | (1) 健康増進と生活習慣病予 防の推進 | ① 健康増進と生活習慣病予防の推進 | 高齢者が歩いて行ける公民館などの身近 な場所を活用し、関係機関と連携し、新 たな活動団体の立ち上げ・活動の継続支 援を行い、通いの場づくりを推進する。 目標：新たな活動団体 10団体 高齢者が集まる場(サロン等)におい て、フレイル予防についての普及啓発の 推進 目標：専門職等による支援回数 2.5回 | |
| | | 2. 社会参加と生きが いづくりの促進 | (2) 介護予防施策の推進 | ① 介護予防に取り組むための通いの場づく りへの支援 ② フレイル予防の普及啓発の強化 | ① 障害学習講座等の開催と学びの成果を発 表する場の提供 ② スポーツ・レクリエーション活動・健康 づくり活動等の機会の提供 | 介護事業所の人材確保を支援する「トラ イアル奨励事業*」を開始。専門知識の 不足な介護補助事業業務により介護従事 者がバックアップし介護分野の人材不足 の解消を図る。 *「トライアル奨励事業」(事業内容) 介護事業所に対し、介護事業周辺の切り 出しと発注の提案を行うため介護プラン ナーを活動拠点内に配置し、新たな就業 機会を創出するもの。 |
| | | 3. 自立支援と重度化 防止の推進 | (1) 高齢者の生涯学習・生涯 スポーツの機会の充実 | ① 社会参加機会の創出と参加へのきかけ づくりの支援 ② ボランティアポイント制度の導入の検討 ③ 老人クラブ連合会等との連携と活動の支 援 | ① シルバー人材センター等との連携と取組 みへの支援 | 地域のサロンや通いの場などで活動する 団体や関係機関と連携し、フレイル状 態にある高齢者が早い段階で気づいて相 談・支援につながる体制を整備する。 |

| | | | | | |
|-----------------------------------|--|---|--|---|--|
| 現 | | | (2) リハビリテーション専門職等との連携強化 | ① 相談支援機関とリハビリテーション専門職等との連携による支援の充実 | 総合事業短期集中予防サービスの利用につなげるよう、サービスの周知を図るとともに、包括支援センター・居宅介護支援事業所向けに研修会を開催する。 |
| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 主な取組① | 主な取組② | 具体的な取組み(R6) |
| すくすくで暮らしたい 地域包括ケアシステムの更なる充実 | III 安心し慣れた暮らしを地域で続けるために | 1. 地域生活を支え合う仕組みづくりの推進 | (1) 地域生活を支える体制の整備 | ① 住民団体や社会福祉法人等多様な主体とのネットワークの構築 ② 新たな支え合いの仕組みづくりの推進 | 個別のニーズや地域の実情に合わせた生活課題の解決に向けた住民主体の支え合い活動等の新たなサービスの創出に向け、活動の担い手育成のための「担い手養成研修会」を開催します。また、既存の団体や担い手同士の情報交換の場である「支え合い活動情報交換会」を開催します。 |
| | | (2) 地域の支え合い活動の担い手の育成と確保 | ① 地域で活躍する担い手の養成と組織化支援 ② 地域の支え合い活動の担い手の確保 | ① 見守りの必要な住民に対して、必要に応じて関係機関と連携し、高齢者が地域で安心して生活することができるよう支援するため、民生委員がヤクルト訪問を行います。 ② 地域内で助け合う仕組みづくりを推進するため、担い手養成研修会の開催による新規ボランティア(担い手)の育成を行います。 目標：地域支え合い活動の件数：714件 | |
| | | (3) 地域の支え合い活動の推進 | ① 見守り活動の推進 ② 生活の困りごとを地域で支え合う仕組みづくりの推進 | 既存の交通事業者と地域振興課と連携しながら、移動・外出支援を含めた有償ボランティア等の立ち上げに向け、支え合い活動情報交換会を開催します。 | |
| | | (4) 移動・移送を支援する体制の整備 | ① 公共交通ネットワーク等の形成による外出支援の推進 ② 地域主体による移動・移送を支援する活動の促進 | ① 福祉専門職に業務委託して個別避難計画作成を推進し、100名の作成を目指す。 ② 特定支援学校と福祉避難所協定を結び、障害者が安心して避難できる体制をつくる。 | |
| | | 2. 住環境の整備と住まいの確保 | (1) 安全・安心な生活環境づくり | ① 個々の状況に応じた住環境整備への支援 | ① 介護者の生活を支えるための支援の推進 ② 介護に関する情報の発信と普及啓発の推進 |
| 3. 在宅での生活と介護者に対する支援の充実 | (1) 在宅生活継続のための支援の充実 | ① 在宅生活の不安を解消する介護保険以外のサービス提供の充実 | ① 介護事業所等に対する業務継続への支援 ② 業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等の促進 | | |
| 4. 災害と感染症に備えた体制づくり | (1) 地域住民の主体的な防災への取組みへの支援 | ① 災害に備えた自治組織等による支え合う体制づくり推進 | ① 高齢者等が適切に避難するための体制整備 ② 平常時から感染症予防に関する周知啓発 | | |
| (2) 災害時における避難体制整備の促進 | ① 高齢者等が適切に避難するための体制整備 | ① 介護事業所等に対する業務継続への支援 ② 業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等の促進 | | | |
| (3) 感染症対策の体制整備の促進 | ① 平常時から感染症予防に関する周知啓発 | ① 介護事業所等に対する業務継続への支援 ② 業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等の促進 | | | |
| (4) 災害時における介護保険事業所等の業務継続に向けた取組の推進 | ① 介護事業所等に対する業務継続への支援 ② 業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等の促進 | ① 介護事業所等に対する業務継続への支援 ② 業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等の促進 | | | |
| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 主な取組① | 主な取組② | 具体的な取組み(R6) |
| すくすくで暮らしたい 地域包括ケアシステムの更 | IV 認知症でも自分らしく暮らせるために | 1. 認知症施策の推進 | (1) 医療と介護の連携の推進 | ① 早期相談支援の推進 ② 医療・介護従事者等に向けた研修機会の充実 | ① 轄内地区医師会と連携し、認知症対策検討委員会の開催 ② 医療・介護従事者を対象にした研修会の開催 |
| | | (2) 認知症予防の充実 | ① 生活習慣病対策及び脳血管疾患の推進 ② フレイル予防と認知症予防の一体的な取組 | ① 認知症サポーター養成講座の開催 | |
| | | (3) 認知症を正しく理解するための周知啓発の推進 | ① 全世代を対象とした普及啓発 ② 地域や企業、団体へ情報発信・情報提供 | ① 認知症カフェの拡大 地域包括支援センター、社会福祉法人、ボランティア団体と連携しカフェ拡大に向けた取組の推進を図る | |
| 2. 本人及び家族の思いを伝える場づくりの推進 | (1) 本人及び家族の思いを伝える場の拡大 | ① 本人及び家族の思いを共有し合える場づくりの推進 | ① 地域包括支援センター、医療機関等への相談ができるよう、情報発信等を活用し、啓発を図る | | |
| (2) 気軽に相談できる体制づくりの推進 | ① 相談先に関する情報発信・情報提供 | ① 見守り体制づくりの推進 ② 交流活動の推進 | | | |
| (3) 社会参加の促進 | ① 見守り体制づくりの推進 ② 交流活動の推進 | ① 鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会の開催 警察や福祉等の関係機関や団体等と高齢者虐待の早期発見や防止に係る協議を通じて連携の強化を図る。 | | | |
| (4) 高齢者虐待防止対策の推進 | ① 関係機関や団体等との連携の強化 | ① 鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会の開催 警察や福祉等の関係機関や団体等と高齢者虐待の早期発見や防止に係る協議を通じて連携の強化を図る。 | | | |

共生社会の実現
なる充実

基本理念

ずっと「いい」暮らしたい
地域包括ケアシステムの更なる充実
支え合う地域共生社会の実現

| 基本目標 | 基本施策 | 主な取組① | 主な取組② | 具体的な取り組み(R6) |
|------------------------------|---|--|--|--|
| 3. 高齢者の尊厳保持と権利擁護の支援 | | ①高齢者虐待防止対策の推進 ②成年後見制度等の利用の促進 | ①研修会の開催や普及啓発 | <p>②市民及び保健・医療・福祉サービス事業者等に対する高齢者虐待防止に係る普及啓発に係る取組 地域包括支援センターと連携し、地域サロン等で市民に対する高齢者虐待に係る早期発見や防止に係る啓発を行う。</p> <p>①成年後見制度の普及啓発に係る取組 市民や地域包括支援センター及び介護支援専門員等の関係者に対する研修等を通じて成年後見制度の普及啓発を図る。</p> <p>②成年後見人等の受任候補者の選任を行うための会議の開催 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体及び家庭裁判所と連携した成年後見人等候補者の選任を行い、後見人等による早期支援につなげる。</p> |
| V 適切に保険サービスを知らしめるために | 1. 持続可能な介護保険サービス提供体制の構築 | (1) 介護保険サービス提供体制の整備 (2) 介護サービスの質の向上 (3) 介護保険制度の適正な運営の推進 | ①施設サービスの確保と在宅サービスの充実 ①研修等による従事者の資質向上 ②介護保険事業者間のネットワークの強化 ③介護サービス相談員派遣活動の推進 ④介護保険運営協議会等による計画の進行管理・事業評価の反映 | <p>【転換】 介護老人福祉施設11床(定員804人⇒815人)・GH45床(定員414人⇒459人) 【創設】 特定施設入居者生活介護128床(定員0人⇒128人)</p> <p>①事業者連絡協議会(12部会242事業者)の再開及び情報交換 ②26事業所を月1回訪問、利用者の不安や不満等を聞き取り、サービス向上を図る。</p> |
| 2. 持続可能な介護保険制度の運営(介護給付適正化計画) | (1) 要介護認定の適正化 (2) ケアマネジメントの質の向上 (3) 適正な請求の推進 (4) 介護保険事業の適正な運営の推進 | ①要介護認定調査の平準化及び迅速化 ②公平公正な認定審査の推進 ①自立支援に向けたケアマネジメントの促進 ②医療保険・介護保険サービス請求の適正性の確保の推進 ③市指定事業所の運営に対する助言及び支援 | <p>①要介護認定調査の平準化及び迅速化 ②公平公正な認定審査の推進</p> <p>①自立支援に向けたケアマネジメントの促進</p> <p>②医療保険・介護保険サービス請求の適正性の確保の推進</p> <p>③市指定事業所の運営に対する助言及び支援</p> | <p>①要介護認定調査のデジタル化事業 市で行う、新規・変更申請の認定調査時の記録方式をタブレット化し、調査の最中や移動の合間での入力を可能とする。これにより、調査員一人あたりの要介護認定調査業務の件数向上及びスピード化が可能となり、介護認定までの期間短縮を目指す ◎調査にかかる時間 現状90分⇒80分(16年度末) ◎申請から認定までの期間 R5:45日⇒R6:38日</p> <p>②ケアプラン面談点検 認定調査とサービス内容が不一致なケアプラン作成者に面談・指導を実施し、ケアマネジャーのスキルアップを図る</p> <p>③運営指導・集団指導 市指定事業所のうち31事業所に対する運営指導と年1回の集団指導を実施し、事業者の適切な運営を支援する</p> |
| 3. 介護人材の確保と業務改善の推進 | (1) 介護人材確保に向けた支援 (2) サービスの質の向上に向けた業務改善の推進 | ①介護職員の処遇改善の促進 ②介護職員のイメージアップの推進 ③人材確保につながる情報等の発信 ①ICT等デジタル活用による業務効率化の推進 | <p>①介護職員の処遇改善の促進 ②介護職員のイメージアップの推進 ③人材確保につながる情報等の発信</p> <p>①ICT等デジタル活用による業務効率化の推進</p> | <p>①高齢者活用・現役世代雇用サポート事業 介護サービス事業所が介護助手を新規雇用するにあたりシルバー人材センター会員をトライアル雇用(1か月、無償)した場合にシルバー人材センターに対して事業経費補助を行い、年間5名の新規雇用創出を支援する</p> <p>②介護人材バンクの立ち上げ・運用 介護に関わる資格などを有し、介護事業所での就労を希望する方を対象とした人材登録制度を創設し、潜在的介護人材の発掘や人材確保支援に取り組む</p> <p>③介護サービス事業者ネットワーク構築事業 市への書類提出のデジタル化や緊急時を含む迅速な連絡体制の構築は図り、年間600時間の市窓口業務等の時間削減と事業所の事務負担軽減に取り組む</p> |
| 4. 介護保険制度の周知啓発の推進 | (1) 介護保険制度の周知の強化 (2) サービス情報の効果的な発信 | ①介護保険制度の広報及び啓発活動 ①相談窓口の周知徹底 ②介護保険事業所情報等の発信 | <p>①介護保険制度の広報及び啓発活動</p> <p>①相談窓口の周知徹底 ②介護保険事業所情報等の発信</p> | <p>④介護保険だより(広報紙)発行 広報紙を毎月1回発行し、複雑な介護保険制度の市民理解を深め、制度の持続可能性を高める</p> |